

意 見 書

2006（平成18）年5月24日

原 告 池 田 澄 江

（中国「残留孤児」東京地裁国賠訴訟

原告団代表）

裁判官の先生。私は、第1回弁論と先日の原告本人尋問で、自分の体験したことを法廷で述べました。今日は、原告団を代表して最後の訴えをさせていただきます。

昭和20年8月、日本は戦争に負け、私たち原告は、中国の地に残されました。日本政府は、私たちを「中国残留孤児」と定義づけましたが、私たちは、これに同意できません。なぜなら、私たちは、中国に「残留」した者ではないからです。日本という国家に見捨てられたのです。

私たちが、中国で「^{シャオリーベンクイズ}小日本鬼子」といじめられ、小さな肩に戦争責任を背負わされ、逃れることの出来ない苦しみにひたすら耐えているその時、祖国では、政府が「戦時死亡宣告」制度を創り、私たちの多くを、戸籍の上で殺したのです。

「残留孤児」という軽々しい言い方は、日本政府が、私たち「孤児」を見捨てた自らの戦後の責任を追及されるのを逃れるために作った定義と思えてなりません。

子供がすこやかに成長するうえで、親の愛は不可欠です。私たちは、最も親の愛を必要とする^{おさなご}幼児のときに、親と生き別れ、親の保護を受けるこ

となく、中国の地で、不安と傷だらけの中で成長することを余儀なくされました。

自分が日本人であることを知ってからは、私たち「孤児」が、「どれ程親と会いたい」「どれ程自分の本当のことを知りたい」「どれ程祖国に帰りたい」と思ったことか。裁判官の先生、判っていただけますか。

政府に勤める人も人間で、人間だったら、人間のこころ、私たち「孤児」たちのこのおもいをわかるはずだからです。日本政府が、私たち「孤児」のこの思いを受けとめて努力してくれれば、中国と国交が回復する前でも、私たちは、日本に帰ってくる事が出来たという思いが、この裁判をやって一層強くなりました。それにもまして、1972年に国交回復した後は、私たちの帰国を妨げる政治的な障壁は、日中間に一切存在しなくなったのですから、日本政府が、本気で「孤児」たちを帰国させようと努力してくれていたなら、私たちの多くは、20代後半から30代前半で帰国出来たはずですよ。

しかし、国は、長い年月、人のこころ、「孤児」たちのおもいを受けとめようとしなかったのです。国が、「孤児」のため、肉親探しの訪日調査を始めたのは、国交正常化してから9年もたってからでした。未判明孤児は、国交正常化から15年間も、祖国に帰ることが出来ませんでした。身元判明した「孤児」でも、肉親の同意が得られないケースが多く、国交正常化から18年間も帰国できなかった「孤児」が少なくないのです。

この帰国の大幅な遅れこそ、日本社会において帰国した「孤児」らが自立するのを大きく妨げたのです。その最大の原因は、言葉の障害です。中国で40代、50代になった「孤児」らにとって、帰国後に日本語を覚えることが、いかに困難であるか、裁判官の先生には、既に充分ご理解いただけたと思います。

厚生省の所沢センターは、国交正常化から13年も経ってから開設され

たうえ、ここでの日本語教育は、わずか4ヶ月です。これで「孤児」が、日本語習得することは、不可能です。全国15ヶ所に自立センターを開設したのは、国交正常化から17年も経ってからでしたが、そこでの教育期間は、わずか8ヶ月です。これでは、帰国した「孤児」たちが、日本社会で暮らすうえで必要な日本語を覚えることは、とうてい出来ません。

戦争終了後、私たちと同世代の日本国内の子供らは、9年間の義務教育を受けています。私たちは、日本国民でありながら、この日本の義務教育を一日も受けたことはありません。日本語が話せなければ、日本の社会に飛び込むことは出来ません。中国語しか話せない「日本人孤児」は、日本社会で普通の日本人として生活することは、絶対に出来ないのです。しかし、「孤児」たちが、言葉の障害を克服し、日本社会で人間らしく生きていくために必要な国の支援は、全く無いに等しいのです。そのため、「孤児」たちの大半は、孤独で寂しい日々を耐えて生きて来たのです。

私たちが、この裁判で求めてやまないのは、私たち「日本人孤児」を中国の地に長い年月見捨てた国の法的責任をはっきりさせることです。また、日本社会で日本人の一人として人らしく生きるうえで必要な自立支援を怠った国の法的責任を明らかにすることです。この2つの法的責任を明確にした判決があれば、国は、「孤児」に対し賠償するだけでなく、老境を迎えた「孤児」たちが、はじめて祖国に帰って良かったと思えるような特別な施策をつくるに違いないと思うからです。

大阪の判決は、敗訴でしたが、日本の国民の多くが、私たちの境遇を理解し、私たちの要求を支持してくれました。中国「残留孤児」の人間回復を支持する100万人署名は、今年の3月までに、超過達成し、昨日、官房長官に1,038,636筆の署名簿を提出しました。加えて、今日は、3人の裁判官の先生に「公正判決」を求める5万人の署名を提出します。

2つの署名簿をこの意見書に添付しましたので、ぜひお読み下さい。私たち全国2,100名を超える孤児原告が、この3年間、風雨にもめげず、各地で街頭に立ち、言葉の不自由さを乗り越えて、一人ひとりに訴え、あるいは、一つひとつの団体を訪ね、また、一つひとつの集会に出向いて呼びかけ、私たちの訴えに共鳴した方々に署名していただいたものです。どうぞ、この署名に示された国民世論をしっかりと受けとめて下さい。

国会議員の先生たちも、大阪判決が認定した事実の重みを受けとめ、政治の責任で「孤児」を救済しようと超党派の議員が支援の声を上げてくれました。とりわけ、与党の自民党と公明党は、「与党プロジェクトチーム」をつくって、目下、「孤児」のために独自の老後保障の方法を検討しています。しかし、厚労省を中心とする政府は、大鷹判決で原告が敗訴したことから、今日までの貧困な「孤児」対策のままで足りると主張して、与党プロジェクトチームの活動に対し、強く抵抗しています。それだけに、東京地裁判決で勝訴すれば与党プロジェクトチームは、厚労省などの抵抗を抑え込み、「孤児」を救済してくれると思います。しかし、万一敗訴判決であれば、与党プロジェクトチームの救済策もまとまらず、政府の抵抗はより一層強まり、政治による「孤児」救済は、ダメになる恐れがあると思います。

裁判官の先生。政治を動かし、「孤児」問題の全面解決をはかるには、私たちが、どうしても東京地裁で勝訴しなければならないのです。

東京地裁には、全国の中国「残留孤児」国家賠償請求訴訟の原告2,192名のうち1,092名の孤児原告が参加しています。その東京地裁で勝訴判決があれば、今日の国民世論と国会の動向から考えても、ハンセン病裁判のときのように、国に控訴を断念させ、「孤児」問題の全面解決を実現出来ると、私たち全国の「孤児」たちは、確信しています。私たちを含む全国約2,500人の中国「残留日本人孤児」が、今後人間らしく生

きることができるか否かは、東京地裁の裁判官の先生方の手に握られているのです。それだけに、裁判官の先生、どうか大阪地裁大鷹判決のように、私たちを裏切ることをしないで下さい。

私たちは、みんな高齢です。せめて、これからの残された人生だけでも、普通の日本人として人間らしく生きられるようにして欲しいのです。裁判官の先生、ぜひとも、この私たちの思いを受けとめてください。

このことを強くお願いして、私の意見陳述を終わります。

以 上